

# 原産地標記管理規定

2001年3月5日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 原産地標記管理規定

(2001年3月5日国家出入境檢驗檢疫局発表)

### 第一章 総則

第一条 原産地標記の管理業務を強化し、原産地標記の使用を規範化し、生産者や経営者、消費者の合法的權益を保護するために、「中華人民共和国輸出入商品檢驗法」およびその実施条例、「中華人民共和国輸出貨物原産地規則」といった関連の法律法規と世界貿易機構の「原産地規則協定」などの国際条例、協定の規定に基づき、本規定を制定する。

第二条 本規定は原産地標記の申請、審議、登録といった原産地標記の認証と管理業務に適用する。

第三条 国家出入境檢驗檢疫局（以下、国家檢驗檢疫局と略称）は全国の原産地標記業務を統一的に管理し、原産地標記管理弁法の制定、組織調整と監督管理を担当する。国家檢驗檢疫局が各地に設置した出入境檢驗檢疫局（以下、檢驗檢疫機関と略称）はその管轄地域の原産地標記申請の受理、審議、登録報告と監督管理を担当する。

第四条 本規定で述べる原産地標記には原産国標記と地理標示を含む。原産地標記は原産地業務の不可分の構成部分である。

原産地標記とはある製品またはサービスの由来がある国家または地域によることを示す標記、ラベル、標示、文字、図案、産地と関連のある各種の証書などを指す。

地理標示とはある国家、地域、特定地方の地理名称を指し、ある製品の由来が当該地にあることを示すために用い、また当該製品の品質、特徴が完全または主に当該地の地理環境や自然条件、人文背景といった要素によって決まるものを指す。

第五章 原産地標記の使用範囲には次が含まれる。

- (一) 「中国製造／生産」といった文字の表示のある製品。
- (二) 名産、特産物や伝統的な手工芸品。
- (三) 原産地認証標記の申請製品。
- (四) 安全、衛生、環境保護および詐欺行為の防止に関する貨物。
- (五) 原産地標記に関わるサービス貿易と政府調達の商品。
- (六) 国家の規定に基づき由来地を明記しなければならない製品。

第六章 檢驗檢疫機関は原産地標記に対して登録認証制度を実施する。

第七章 原産地標記の登録では自発的申請の原則を採用し、原産地標記は登録によって保護を得ることができる。

安全や衛生、環境保護、詐欺行為の防止に関する入国製品、および中国の法律、法規、二国間協定などで原産地標記を必ず使用するよう規定されている輸出入製品またはサービスは、関連規定に基づき手続きする。

第八条 国家檢驗檢疫局の許可を経て登録された原産地標記を原産地認証標記とし、国

家検疫局は定期的に「保護を受ける原産地標記製品リスト」を公布し、既に保護対象とされた製品の検疫、通過許可といった面で便宜をはかる。既に検疫機関が加えた各種の標示、ラベルで、原産地が明記されているものは全て原産地標記と見なし、原産地が標記されていないものは本規定の関連条項に基づいて手続きする。

第九条 原産地標記認証登録を獲得した製品またはサービスは原産地認証標記を使用することができ、原産地認証標記には図案、証書または国家検疫局の認可を受けたその他の形式が含まれる。

第十条 原産地標記の審議・認定業務は公平、公正、公開の原則を堅持しなければならない。

## 第二章 原産地標記の申請、審議、登録、使用

第十一条 原産地標記の申請人には国内外の組織、団体、生産経営企業、自然人が含まれる。

第十二条 出国貨物の原産地標記登録の申請では、申請人は所在地の検疫機関に申請を提出し、また関連の資料を提出しなければならない。

入国貨物の原産地標記登録の申請では、申請人は国家検疫局に申請を提出し、また関連の資料を提出しなければならない。

第十三条 検疫機関は原産地標記登録申請を受理した後、関連手続きに基づいて審議を組織する。審議を経て条件に適合しているものは、国家検疫局が登録を許可し、また定期的に「保護を受ける原産地標記製品リスト」を発行する。

第十四条 「中国製造」または「中国生産」の原産地標記を使用する輸出貨物は次の基準に合わなければならない。

(一) 中国で獲得された完全な原産品。

(二) 輸入成分を含む場合、「中華人民共和国輸出貨物原産地規則」の要求に適合し、また中国の原産地資格を獲得している。

## 第三章 原産地標記の保護と監督

第十五条 国家検疫局は関連の地方人民政府や社会団体の原産地標記製品保護の建議に基づいて、業界主管部門、業界協会、生産者代表、関連の専門家を組織して審議を行い、要求に合うものを「保護を受ける原産地標記製品リスト」に取り入れることができる。

第十六条 原産地認証標記を獲得した製品、サービス、およびその生産経営企業は、検疫機関の監督・検査をされなければならない。

第十七条 本規定に違反して原産地標記を使用した行為については、法律に基づいてその法律責任を追及する。

第十八条 原産地表記業務に従事する人員が職権を濫用し、私利を図り、商業秘密を漏洩した場合、行政処罰を行う。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第十九条 原産地表記の申請受理、審議・認証、登録、使用の認定、管理業務に異議のある場合、所在地の検閲検疫機関または国家検閲検疫局に再審査を願い出ることができる。

#### 第四章 附則

第二十条 検閲検疫機関の原産地表記手続きは、関連規定に基づいて費用を徴収する。

第二十一条 国家検閲検疫局は本規定に基づき実施弁法を制定する。

第二十二条 本弁法は国家検閲検疫局が解釈の責任を負う。

第二十三条 本規定は 2001 年 4 月 1 日から施行される。